

令和8年度 プラスチックごみ流入実態・海岸漂着ごみ組成調査業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 プラスチックごみ流入実態・海岸漂着ごみ組成調査業務

2 業務目的

海洋へのプラスチック流出は、生態系、観光、漁業、生活環境等に影響を及ぼしており、世界全体での対策が急務となっている。こうした中、瀬戸内海においては、日本最大の閉鎖性海域であることから、関係府県が連携・協力し、地域全体で効果的・効率的にプラスチックごみ対策に取り組む必要がある。

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第22条では、「国及び地方公共団体は、(略)定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定されている。

本業務は、瀬戸内海に流入するプラスチックごみの流入量を推計する広域的調査を実施するとともに、本県への漂着ごみの漂流・漂着メカニズム(組成・存在量および経年変化)を把握する調査を一体的に実施し、実態の把握と今後の効果的な発生抑制対策の検討に活用することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月18日(木)まで

4 業務内容

(1) 流下ごみ実態調査

県内河川の適切な地点において、インターバルカメラ等の撮影装置を設置し、流下するプラスチックごみの流下量を推計する。

ア 調査方法等

環境省作成「瀬戸内海へのプラスチックごみ流入実態調査マニュアル(令和5年10月)」(以下「マニュアル」という。)に基づき、実施する。

イ 調査対象

長さ2.5センチメートル以上のプラスチックごみとし、例外として2.5センチメートル未満の「たばこの吸殻(フィルター)」を含める。なお、プラスチックごみの種類は「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン(令和8年4月第5版)」(以下「ガイドライン」という。)の対象物と同一とする。

ウ 調査地点

マニュアルに基づき、流域人口密度等を考慮の上、「県内1地点」を選定し、調査を実施する。

エ その他

撮影装置の設置をはじめ、維持管理、撤去、調査終了後の現状復旧等を行うこと。

(2) 河川敷の散乱ごみ実態調査

上記の「(1) 流下ごみ実態調査」の精度向上のため、調査河川において、河川敷の散乱ごみの実態調査を実施する(調査対象のごみは「流下ごみ実態調査」に準ずる)。

調査はマニュアル及び「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン」に沿って実施すること。

(3) 海岸漂着ごみの組成調査

ア 調査回数

調査地点ごとに1回とする。

イ 調査時期

委託者との協議により決定する。ただし、出水等により突発的に漂着量が多くなる時期を除き、常態的な状況において漂着量が多くなる時期(季節風などにより漂着量が多くなる時期)を基本とする。

ウ 調査地点

次の3沿岸で3海岸とする。ただし、これに抛りがたい事情が生じた場合は、県と協議の上、調査地点を選定する。

- ・讃岐阿波沿岸 瀬戸漁港海岸(鳴門市瀬戸町大島田)
- ・紀伊水道西沿岸 小松海岸(徳島市川内町)
- ・海部灘沿岸 内妻地区(海部郡牟岐町内妻)

エ 調査範囲

ウで指定する各海岸において、目視により、漂着ごみ量が平均的とみられる地点で、汀線方向の幅50メートル、海岸汀線から海岸の後背地(植生があるところ)までの間を対象とする。ただし、海岸の奥行きが広く(30メートル以上)、ごみの最も多い場合に、後背地(植生があるところ)まで全ての範囲を対象とすることが困難な時には、潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から30メートルまでのどちらか広い範囲を調査対象とする。

オ 調査方法

ガイドラインの「7. 調査方法」に基づき実施する。なお、ペットボトル、ペットボトルのキャップ・ふた、漁業用の浮子(ブイ)については、バーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、データシート(ガイドライン別紙6)に記入すること。

(4) 調査のため回収したごみの処分

調査のため回収した河川敷の散乱ごみ及び海岸漂着ごみは、分類及び計測が終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各市町村等の廃棄物処理計画に則り、適正に処理を行うこと。

(5) 調査結果の整理・提案

「(1) 流下ごみ実態調査」、「(2) 河川敷の散乱ごみ実態調査」及び「(3) 海岸漂着ごみの組成調査」の結果を踏まえ、瀬戸内海に流入する年間プラスチックごみ流下量を推計するとともに、徳島県における漂着ごみの分類・計測結果などを記録した「データシート」を作成すること。

調査結果については、今後の発生抑制対策の効果検証に用いることができるよう整理し、報告書として取りまとめること。

また、組成調査結果の情報をもとに「徳島県における海岸漂着ごみ組成調査の結果」の更新を行うこと。

(6) 成果品の提出

受託者は業務期間の終了までに、次の書類を提出すること。なお、紙媒体は日本産業規格A4版、電子データは電子媒体（DVD-R等）により納品するものとする。

ア 業務完了報告書（紙媒体1部）

イ 結果報告書（紙媒体2部、電子データ）

ウ ガイドラインの「（別紙5）漂着ごみデータシート（必須項目・オプション項目）」及び「（別紙6）言語表記等調査のデータシート」

エ 作業日報（すべての作業日について作成し、各作業日ごとに作業年月日、作業場所、作業内容を記載するほか、作業内容及び漂着物等の様子が把握できる写真を添付すること）

オ その他効果の検証などに必要と認められる書類・資料

5 特記事項

- (1) 関係者との交渉、施設の使用申請など、業務の実施に必要な手続きについては受託者が行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果物の著作権、使用权等は全て県に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議しながら適切に履行するとともに、本仕様書に定めのない事項や不明な点が生じたときは、県と協議すること。
- (4) 県の求めに応じて、随時、業務の進捗状況を報告すること。
- (5) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を履行する上で再委託によらねば支障が生じる場合等、真にやむを得ない理由がある場合は、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。
- (7) 県は、本業務の完了後、成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受託者に対して相当の期間を定め、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。
- (8) 仕様書に記載のない事項については、必要に応じて県と受託者で協議の上、決定する。
- (9) 成果品の引渡し完了前に生じた損害は、全て受託者の負担とし、県は受託者に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。
- (10) 受託者が、本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に万全を期すこと。